

1 酪農経営支援総合対策事業

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援し、担い手や優良な乳用牛を確保していくとともに、経営の持続性の向上を図り、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図るため、下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① (1)～(7)の7つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。
- ② (1)のア～エの取組及び項目は、それぞれ単独で応募することはできない。
- ③ (2)のア、ウの取組を応募する場合は、イと併せて応募しなければならない。
- ④ (3)の都道府県を区域とする取組及び項目は、事業の合理的執行の観点から都道府県ごとに1者を採択する。
(3)のア～ウの3つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
(3)アの(ア)～(サ)、(3)ウの(ア)～(ケ)の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。ただし、(3)ウの(ク)の項目は、ア～ウのその他の項目のいずれかと併せて公募しなければならない。
(3)ア(ア)のa～g、(3)ア(イ)のa～c、(3)ウ(イ)のa～d、(3)ウ(ウ)のa・b、(3)ウ(ケ)a～gは、一又は複数を選択して応募することができる。
- ⑤ (4)のア・イの2つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
(4)アの(ア)～(エ)、(4)イの(ア)・(イ)の項目は、それぞれ単独で応募することはできない。
- ⑥ (5)のア～エの取組及び項目は、それぞれ単独で応募することはできない。
- ⑦ (6)のア～ウの3つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。ただし、(6)のア・イの取組は、併せて応募しなければならない。
(6)アの(ア)～(キ)、(6)イの(ア)～(エ)の項目は、それぞれ単独で応募することはできない。
(6)ウの(ア)～(ウ)の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。ただし、(6)ウの(イ)の項目は、(6)ウの(ア)の項目の取組を実施する乳用後継牛の広域預託を推進する団体が応募することができる。
- ⑧ (7)のア～ウの3つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。

(7) アの(イ)、(7) イの(イ)、(7) ウの(イ)の項目を応募する場合は、それぞれア～ウのその他の項目のいずれかと併せて応募しなければならない。

⑨ 補助金予定総額：4,566,034千円

⑩ 実施期間：本事業の実施期間は令和6年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p><u>(1) 中小酪農等対策事業</u></p> <p>全国を区域として、生産者集団等がア、イ及びエの(ア)の取組を実施するのに対して支援するとともに、ウ及びエの(イ)の取組を自ら実施</p> <p>ア 後継牛確保のための環境整備</p> <p>(ア) 後継牛確保対策の推進</p> <p>a 牛舎の改築を行うための資材、カーフハッチ及び子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受け</p> <p>b 簡易牛舎(牛舎の増築を含む。)及び哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受け</p> <p>(イ) つなぎ牛舎の改良</p> <p>つなぎ牛舎における牛床の延長、既存繫留具の改良等のための資材を共同購入し、又はリース会社から借り受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け</p> <p>(ウ) 飼養環境の改善</p> <p>乳用牛の衛生的で健康及び快適な飼養環境の確保のため、牛舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材を共同購入し、又はリース会社から借り受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け</p> <p>(エ) 暑熱対策の推進</p> <p>a 暑熱の低減を図るため、酪農経営体等に対する技術研修会の開催</p>	<p>(1) の事業</p> <p>1,752,361千円以内</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>ただし、哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受けに要する経費は1 / 3 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>b 暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器を共同購入し、又はリース会社から借り受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け</p> <p>(オ) 供用期間の延長支援</p> <p>a 乳用牛の供用期間の延長を図るため、酪農経営体が所有する分娩準備牛に対する削蹄又は乾乳期における乳房炎治療の実施</p> <p>b 乳用牛に対する乳房炎ワクチンの接種</p> <p>イ 乳用育成牛の事故率の低減 乳用育成牛の呼吸器系又は消化器系の疾病を予防するため、酪農経営体等が所有する乳用育成牛に対するワクチンの接種</p> <p>ウ 後継牛の確保の推進</p> <p>(ア) 後継牛確保を図るため、乳用牛の繁殖、飼養管理等の技術的知見を集約し、啓発するための取組</p> <p>a 会議及びセミナーの開催</p> <p>b aの取組を円滑化するための現地調査</p> <p>c 普及・啓発資料の作成等</p> <p>(イ) ア及びイの取組の円滑な推進</p> <p>a 生産者集団等がア及びイの取組を実施する場合の技術的支援</p> <p>b 生産者集団等が策定した乳用牛確保計画の審査、現地調査、事業の円滑な推進を図るための会議の開催、当該事業の普及・啓発活動、生産者集団等に対する指導等</p>		<p>定額 ただし、1頭当たり1千円以内</p> <p>定額 ただし、1頭当たり1千円以内</p> <p>定額 ただし、1頭1回当たり1千円以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>エ 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援</p> <p>(ア) 代替飼料の共同購入支援 暑熱等により、飼料作物が生育不良等の被害を受けた場合において、国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、被害により自給飼料が不足する酪農経営体等に対し供給する取組</p> <p>(イ) 代替飼料の共同購入の推進 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等</p> <p><u>(2) 酪農労働省力化対策事業 (※)</u></p> <p>楽酪応援会議に対し、ア又はイの取組への支援を実施するとともに、ウの取組を自ら実施</p> <p>ア 楽酪応援会議推進事業 酪農を営む者の実情に応じ、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に必要なとなる計画の策定や機械装置等の選定を行う取組</p> <p>イ 機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備事業 酪農を営む者が省力化機械装置（搾乳ロボット、ミルクパラー、搾乳ユニット搬送レール、自動給餌機、ほ乳ロボット、バースクリーパー等）の導入及び機械装置の導入と一体的な施設の整備を行う取組</p> <p>ウ 全国推進指導事業 ア及びイの事業を円滑に実施するため、事業推進会議の開催並びに事業の推進、指導及</p>	<p>(2) の事業 758,000 千円以内</p>	<p>定額 ただし、1 kg 当たり 5 円以内</p> <p>定額</p> <p>定額 3,000 千円以内 うち、事業の円滑な推進に係る経費は(2)の事業費の1割以内 1/2 以内 機械装置導入については、1 経営体当たり 40,000 千円以内 施設整備については、施設整備を必要とする機械装置本体価格の 1/2 以内</p> <p>定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>び調査等の取組</p> <p><u>(3) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業</u></p> <p>都道府県を区域として、ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現及び担い手の確保を図るため、次に掲げるア、イ及びウ（(ア) から (ク) までに限る。）の取組を自ら実施し、又は酪農ヘルパー利用組合等に対し、次に掲げる取組又は項目のうち、ウの（ク）及び（ケ）を除く一若しくは複数の取組若しくは項目への支援を実施</p> <p>また、全国を区域として、次に掲げるアの（キ）及びウの（ケ）の取組のうち一又は複数の取組を自ら実施</p> <p>ア 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援</p> <p>(ア) 酪農ヘルパーを育成するための取組</p> <p>a 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修等に係る参加促進</p> <p>b 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な承継を図るための派遣研修等に係る参加促進</p> <p>c 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付等</p> <p>d 酪農ヘルパー実践研修手当の交付等</p>	<p>(3) の事業</p> <p>727,112 千円以内</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>ただし、1 人当たり 8 千円 / 日以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>ただし、1 人当たり 8 千円 / 日以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>ただし、1 人当たり 25 千円 / 月以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>ただし、1 人当たり 37.5 千円 / 月以内</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>e 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会の開催等</p> <p>f 他団体等が開催する研修会への参加及び参加促進</p> <p>g 酪農ヘルパー実践研修者を対象とする住宅・通勤手当の交付</p> <p>(イ) 酪農ヘルパー要員の確保のための職業認知度の向上及び募集活動</p> <p>a 酪農ヘルパーの職業認知度の向上及び酪農ヘルパー要員確保のための教育機関への出前講座の実施</p> <p>b 酪農ヘルパー要員の確保のための募集広告の掲載並びにイベントへの参加及び開催</p> <p>c a 及び b 以外の酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動の実施</p>		<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>ただし、参加促進費は 1 人当たり 8 千円 / 日以内</p> <p>定額</p> <p>ただし、1 人当たり 33 千円 / 月以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>ただし、1 酪農ヘルパー利用組合当たり 1,000 千円以内、活動区域が都道府県全域にわたる場合は 1 酪農ヘルパー利用組合当たり 2,000 千円以内、自ら募集活動を実施する都道府県を区域とする団体のうち募集活動の対象とする酪農ヘルパー利用組合の数が 10 未満の場合は 2,000 千円以内、10 以上の場合は 4,000 千円以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>(ウ) 臨時ヘルパーの出役支援</p> <p>(エ) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得支援</p> <p>(オ) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等</p> <p>(カ) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等</p> <p>(キ) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施</p> <p>(ク) 内定者を対象とした就業前研修の実施</p> <p>(ケ) 特定技能外国人の活用に向けた課題整理のための会議の開催、調査及び現地採用の実施並びに特定技能外国人の生活支援を行う機関への委託</p> <p>(コ) 酪農ヘルパー利用組合（組合員である酪農家を含む。）等を対象とした酪農ヘルパーの定着化のためのコミュニケーションやコーチングのための研修会の実施</p> <p>(サ) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の給付</p> <p>イ 傷病時の利用の円滑化 傷病時（病気、事故、出産、忌引き、父母等の病気見舞いに伴う里帰り、育児サポート、研修等への参加）に酪農ヘルパーを利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金の負担軽減を行う互助制度の実施</p>		<p>定額 ただし、1出役当たり1千円</p> <p>1／2以内</p> <p>1／2以内</p> <p>1／2以内</p> <p>定額 ただし、宿泊費は学生1人当たり6千円／泊以内</p> <p>定額 ただし、宿泊費は内定者1人当たり6千円／泊以内</p> <p>1／2以内</p> <p>1／2以内</p> <p>1／2以内 ただし、1人当たり60千円／月以内</p> <p>負担軽減額の1／2以内 ただし、複数の利用組合が、互助制度を統合した場合、互助制度を統合した年度の1年</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>ウ 酪農ヘルパー利用組合の強化等</p> <p>(ア) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等</p> <p>(イ) 利用組合の運営改善</p> <p> a コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成</p> <p> b aに掲げる経営診断及び収支改善計画等を踏まえた事務の効率化</p> <p> c 酪農ヘルパーの出役調整に係る事務軽減を図るための外部委託等の推進</p> <p> d 酪農ヘルパーの出役調整に係る事務軽減を図るための出役調整に係る電子システムの導入及び運営</p> <p>(ウ) 広域利用調整等の促進</p> <p> a 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会の開催</p> <p> b 広域利用等による出役調整</p> <p>(エ) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進</p> <p>(オ) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備</p> <p>(カ) 酪農ヘルパーの待遇改善奨励金の交付</p>		<p>間に限り 2 / 3 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p> 上限額は、利用料金の引き上げ額に応じて、専任ヘルパーの人数に下表の奨励金単価を乗じた金額とし、交付対象期間は 24 か月以内</p> <p> ただし、13 か月目以降については、上限額は、専任ヘル</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率		
<p>(キ) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組</p> <p>(ク) 事業の円滑な推進を図るための推進指導</p> <p>(ケ) 酪農ヘルパー推進事業</p> <p> a 酪農ヘルパー利用組合の組織運営体制及び利用実態等の調査、酪農ヘルパーに関するデータベースシステムの整備、研修会の開催及び情報提供</p> <p> b 優良事例調査及び優良事例普及・啓発のための発表会の開催</p> <p> c 酪農ヘルパーに必要な知識及び技術を習得させるための初任者研修の実施</p> <p> d 中堅酪農ヘルパーの指導力向上に向けた検討会の開催</p> <p> e 教育機関等における講演、酪農ヘルパーの仕事を紹介するリーフレットやホームページ等の作成、各種イベントへの出展等の酪農ヘルパーの職業認知度向上に向けた取組</p> <p> f 人材コンサルタントを活用した酪農ヘルパーの採用及び定着の促進を図るための</p>		<p>パーの人数に下表の奨励金単価の1/2を乗じた金額</p>		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1684 296 1883 392">利用料金の引き上げ額</td> <td data-bbox="1883 296 2080 392">奨励金単価</td> </tr> </table>	利用料金の引き上げ額	奨励金単価
		利用料金の引き上げ額	奨励金単価	
		3千円以上/ 人・日	30千円/月	
		2千円以上 3千円未満/ 人・日	20千円/月	
1千円以上 2千円未満/ 人・日	10千円/月			
		1/2以内 定額		
		定額		

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>取組の実証</p> <p>g 事業の円滑な推進のための会議の開催及び指導等</p> <p><u>(4) 乳用牛改良増殖推進事業</u></p> <p>乳用牛の計画的な改良・増殖の推進を図るため、全国を区域としてアの取組を自ら実施し、又は都道府県を区域として、検定組合等がアの（エ）の取組を実施するのに対して支援。また、全国又は都道府県を区域として、検定組合等がイの（ア）の取組を実施するのに対して支援するとともに、イの（イ）の取組を自ら実施し、又は生産者集団等が実施するのに対して支援。</p> <p>ア 遺伝的能力向上対策</p> <p>（ア）乳用牛の遺伝子情報を用いたゲノミック評価の実施のために必要なサンプル収集及び検査</p> <p>（イ）乳用牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催</p> <p>（ウ）泌乳持続性の高い乳用牛の改良を進めるためのゲノミック評価に必要なシステムの開発</p> <p>（エ）調整交配用精液の活用を实践する酪農経営体に対する乳用種雄子牛の出生頭数に応じた支援金の交付</p> <p>イ 飼養管理技術の向上対策</p> <p>（ア）酪農家に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等</p> <p>（イ）飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等を支援するための取組</p> <p><u>(5) 生乳流通体制合理化推進事業</u></p>	<p>（4）の事業</p> <p>548,058 千円以内</p> <p>うちアの取組</p> <p>377,936 千円以内</p> <p>うちイの取組</p> <p>170,122 千円以内</p> <p>（5）の事業</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>ただし、1頭当たり6千円以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>生乳の流通コストの削減を図り酪農経営の収益性の改善に資するため、全国又は都道府県等を区域として、次に掲げる取組を自ら実施し、又は農協、農協連等（以下「生乳生産者団体」という。）が次に掲げる取組を実施するのに対して支援</p> <p>ア 生乳流通合理化体制整備</p> <p>（ア）生乳生産者団体及び都道府県等の行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催</p> <p>（イ）生乳流通合理化協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直し、集送乳のコスト低減方策、コスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画の策定</p> <p>（ウ）生乳需給調整協議会の意見を踏まえ、生乳の広域的な流通の方策等を定める生乳需給調整計画の策定</p> <p>イ 生乳流通体制合理化機械装置等の導入</p> <p>（ア）生乳流通体制合理化機械装置リース</p> <p>アの（イ）の「生乳流通合理化計画」に基づく、集送乳の合理化を図るための生乳流通体制合理化機械装置（大型タンクローリー、バルククーラー等）の借受者が貸付者に対し支払う貸付料の軽減</p> <p>（イ）生乳流通体制合理化機械装置整備</p> <p>アの（イ）の「生乳流通合理化計画」に基づく、集送乳の合理化を図るための既存の貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図るシステムの整備・改修</p>	<p>424,301千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>1／3以内</p> <p>ただし、生乳受託販売団体又は生乳買取販売団体までの販売組織が2団体以下となるような取組等を行う又は行っている場合は1／2以内</p> <p>1／3以内</p> <p>ただし、生乳受託販売団体又は生乳買取販売団体までの販売組織が2団体以下となるような取組等を行う又は行っ</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>ウ 生乳需給調整機能装置の整備 アの（ウ）の「生乳需給調整計画」に基づく、生乳の広域的な流通を図るための既存の生乳需給調整機能装置の補改修</p> <p>エ 事業推進 ア～ウの取組の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び推進指導等</p> <p><u>（6）地域の生産体制強化事業</u> 生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、全国を区域として、ア及びイの取組を自ら実施し、又は生産者集団等が実施するのに対して支援。また、ウの取組を自ら実施。ただし、ウ（ア）及び（ウ）については、全国を区域とする。</p> <p>ア 担い手確保推進対策 （ア）担い手確保を推進するための企画検討会議の開催 （イ）マッチング促進等のための情報発信 （ウ）酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催 （エ）研修施設の運営</p>	<p>（6）の事業 292,947 千円以内</p> <p>うちアの取組 23,648 千円以内</p>	<p>ている場合は1 / 2以内</p> <p>1 / 3以内 ただし、1事業者当たり上限1千万円</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 ただし、施設の補改修に必要な資材については、上限500千円とし、指導謝金は上限8千円／日とし、税理士等へ</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>(オ) 酪農の後継者（法人の後継経営者や管理者を含む）や新規就農者を対象として、経営マネジメントの向上を図る取組</p> <p>(カ) 酪農経営指導を行う者を対象とした経営指導力の向上を図るための研修会の開催</p> <p>(キ) 事業の円滑な推進を図るための指導等</p>		<p>の委託費用は、1 / 2 以内 定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>イ 新事業体創出支援対策</p> <p>(ア) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催</p> <p>(イ) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査</p> <p>(ウ) 協業化に当たっての労務管理や経営向上セミナー等の実施</p> <p>(エ) 事業の円滑な推進を図るための指導等</p>	<p>うちイの取組 6,352 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>ただし、経営コンサル等への委託費用は、1 / 2 以内 定額</p>
<p>ウ 広域的な乳用牛預託推進対策</p> <p>(ア) 広域預託推進</p> <p>乳用後継牛の広域預託を推進する団体が行う、乳用後継牛の預託農家への広域預託及び元の酪農家への返還を推進する取組に対し、奨励金を交付</p>	<p>うちウの取組 262,947 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>預託終了時の牛の移動に対し預託牛1頭当たり 31 千円以内</p> <p>ただし、令和4年度までの事業において、既に預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛については 23 千円以内</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>(イ) 預託育成体制の整備</p> <p>a 預託農家の実情に応じ、後継牛の広域預託育成体制強化を図るための計画の策定及び事業の円滑な推進を図るための取組</p> <p>b aの計画に基づき、預託牛の飼養管理施設の整備に必要な資機材（省力化又は飼養管理の高度化に資する機械装置（発情発見装置、放牧監視装置、ほ乳ロボット等）及び機械装置の導入と一体的な施設の整備並びに育成牛の飼養管理に必要な資材（電牧柵、飼槽、給水器、防虫機器等）を購入し、又はリース会社から借り受け、預託農家に支給又は貸付ける取組</p> <p>(ウ) 預託牛輸送のモーダルシフト実証試験（※）</p> <p>預託牛輸送の鉄道輸送への転換を検討するため、モーダルシフト実証試験計画の策定及び当該計画に基づき行う牛の輸送実証試験の取組</p>		<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
<p><u>(7) 生乳需要基盤確保事業</u></p> <p>国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、全国を区域として、ア、イ及びウの取組を自ら実施し、また、生産者集団等がアの（ウ）及び（エ）の取組を実施するのに対して支援</p> <p>ア 生乳生産者需要確保事業</p> <p>消費者に対して理解醸成活動等を行うことにより、国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、全国を区域として次に掲げる取組を実施</p> <p>(ア) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための推進会議の開催</p> <p>(イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施</p> <p>(ウ) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報資材等の作成及び作成に対する支援</p> <p>(エ) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報・宣伝活動等及び広報・宣伝活動等に</p>	<p>(7) の事業</p> <p>63,255 千円以内</p> <p>うち、アの取組</p> <p>25,554 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>対する支援</p> <p>イ 牛乳乳製品需要創出事業 牛乳乳製品の新たな利用場面の普及や価値訴求等により、国産牛乳乳製品需要の創出・定着を図るため、全国を区域として次に掲げる取組を実施</p> <p>(ア) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための推進会議の開催 (イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施 (ウ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための調査研究、実証調査の実施 (エ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための研修会、セミナー等の実施 (オ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報資材等の作成 (カ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報・宣伝活動等の実施</p> <p>ウ 生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の需要を拡大するため、全国を区域として次に掲げる取組を実施</p> <p>(ア) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための推進会議の開催 (イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施 (ウ) 牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修の実施等 (エ) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報資材等の作成 (オ) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・宣伝活動等の実施</p>	<p>うち、イの取組 33,383 千円以内</p> <p>うち、ウの取組 4,318 千円以内</p>	<p>定額 定額 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内</p> <p>定額 定額 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内</p>

注：(※) が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者 1 者を採択することとする。